

◎北村彰浩総務部長

地域防災計画における地区防災計画の位置づけについてお答えいたします。

初めに、地区防災計画の位置づけの現状についてであります。

地区防災計画とは、一定の地域にお住まいの住民の皆様が自分たちの地域の人命、財産を守るための助け合い「共助」について、自発的な防災活動を推進することを目的に計画し、「公助」につなげていく取組であります。

この取組は、住民等から提案を受け、市町村が定める地域防災計画に地域住民が作成した地区防災計画を位置づけることができるとされており、本市の地域防災計画にもその旨を規定しているところであります。

御質問の市の計画への位置づけの現状であります。現在のところ、まだ本市において地域防災計画に位置づけた地区防災計画はございません。

しかしながら、今般の能登半島地震を契機に、今年に入り郷地区防災委員会が地区防災計画を策定するなど、市内においても自発的な取組の動きが見られるようになってきたところであります。

次に、自主防災組織の設置及び地区防災計画の作成の推進についてであります。

市内には現在、共助推進のベースとなる地区自主防災組織が13の地区で設立、活動しており、市としてこの地区自主防災組織を市内全28地区に設立されるよう、防災訓練などを通じて働きかけているところであります。

また、あわせて、地域ごとの特性に応じた防災計画策定の自発的な取組につきましても、白山市地区防災組織連絡協議会や白山市防災士会と連携協力しながら、支援しているところであり、今後、地区自主防災組織の活動の推進とともに、策定された地区防災計画につきましても「公助」と「自助・共助」をつなげるため、市の地域防災計画に位置づけてまいりたいと考えております。以上でございます。